

Driver's License Guide Book

運転免許

合格者のしおり



滋賀県警察本部交通部 運転免許課

もくじ contents

- 運転免許試験に合格された皆さんに必要なことがら……………1
- 初心運転者期間制度について……………2
- 違反者講習制度について……………3
- 運転免許の行政処分……………4
- 主な交通違反の点数と反則金の額……………6
- 飲酒・無免許・妨害運転の根絶……………7
- 自動車の種類……………9

はじめに

運転免許試験に合格され、おめでとうございます。

あなたは今日からドライバーとしての第一歩を踏み出されることとなりますが、今日までの苦勞と免許試験に合格した今の感激を決して忘れることなく、常に新鮮にして謙虚な気持ちでハンドルを握り、ベストドライバーへの道を歩んでください。

このしおりは、あなたがこれから車を安全に運転していただくために役立つことがらをとりまとめたものです。

車を運転していてひやりとしたときやハッとしたとき、あるいは、安全運転を忘れかけたときにこのしおりに目を通して、ゆとりある運転をしてください。

そして、みんなで交通事故のない明るく住みやすい社会を作っていきましょう。

道路交通法の目的

- 道路における危険を防止すること。
- 道路における交通の安全と円滑を図ること。
- 道路の交通に起因する障害の防止に資すること。

免許証の見方について

- 「20XX年(令和〇〇年)〇〇月〇〇日まで有効」と記載されていますが、これは試験に合格した日の後の3回目の誕生日の1か月後までとなります。したがって、合格後、免許証交付日までに誕生日が過ぎた人は1回目の誕生日が過ぎたものとして計算します。
- 免許の条件等欄には、身体的条件、自動車の種類の限定その他必要な条件等が記載されます。条件等欄に記載できない場合は、備考欄に記載されることもあります。
- 免許年月日欄は、免許の種類別に最初に取得した年月日が記載されます。
- 免許の種類欄は、取得した免許の種類を免種の略称で示しています。
- 備考欄は住所、氏名などの変更事項、その他免許に必要なことが記載されます。

免許証の更新について

- 免許証の更新は、免許証の有効期間が満了する日の2か月前からその期間が満了する日までの間に手続きをし、更新時講習を受けてください。
なお、海外旅行その他やむを得ない理由のため、期間中に更新することができない人は、期間前更新をすることができます。

免許証の記載事項の変更について

- 免許証に記載されている住所、氏名などを変更したときは、すみやかに県内の警察署や運転免許センターに届け出てください。この場合、氏名を変更したときは本籍地が記入されている「住民票の写し」を、住所のみ変更したときは「新住所を証明できる書類（住民票の写し等）」を持参してください。

免許証の再交付について

- 紛失や汚したり、破損したとき、または免許証の記載事項変更、条件変更、顔写真の変更を希望するとき、再交付を申請することができます。紛失したときは、本人確認できる書類、その事実を証する書面（てん末書）を持参してください。紛失以外は免許証も持参してください。再交付後に紛失した免許証を発見したときは、発見した免許証を返納してください。返納を怠ったり虚偽の申請をして再交付を受けると罰せられます。

免許証の携帯について

- 車やバイク等を運転するときは、免許証を必ず携帯しなければなりません。違反行為を行ったり、交通事故を起こした場合、引き続き運転させることができるかどうかを確認するために警察官が免許証の提示を求めたときは、これを提示しなければ罰せられます。

初心運転者標識について

- 普通免許を受けて1年を経過していない人が普通自動車を、準中型免許を受けて1年を経過していない人が準中型自動車を運転するときは、その車の前面及び後面の見やすい箇所に初心運転者標識（いわゆる初心者マーク）をつけなければなりません。

自動二輪車の2人乗り禁止について

- 二輪免許を取得後、一般道では1年間、高速道では3年間および20歳未満の人は2人乗りができません。（免許の停止期間を除く。）

—初心運転者期間制度について—

▶初心運転者期間

- 普通免許、準中型免許、大型二輪免許、普通二輪免許、原付免許をそれぞれ取得した日から1年間（免許の停止期間を除く。）が、初心運転者期間となります。
- 原付免許を持っている人が、初心運転者期間内に普通免許、準中型免許又は大型二輪免許、普通二輪免許等の上位免許を取得した場合、原付免許についての初心運転者期間は終了し、新たに普通免許、準中型免許又は大型二輪免許、普通二輪免許の初心運転者期間が始まります。
- 普通免許又は準中型免許と大型二輪免許又は普通二輪免許を別々に取得した場合は、それぞれに初心運転者期間が設けられます。

▶初心運転者講習

- 初心運転者期間中に、違反等を繰り返し累積点数が3点以上、1回で4点以上になると公安委員会から初心運転者講習の受講通知があります。

●講習は受講通知を受けた日から1か月以内に受けることができますが、1か月経過すると受講できません。

●初心運転者講習の受講は任意ですが、受講しない場合は再試験を受けなければなりません。

▶再試験

●初心運転者期間中に累積点数が3点以上、1回で4点以上となり、公安委員会から講習の受講通知を受けたのに受講しなかった人は、再試験を受けなければなりません。

●初心運転者講習を受講した後、初心運転者期間が終了するまでの間に再度累積点数が3点以上、1回で4点以上になった人は、再試験を受けなければなりません。

●再試験の通知を受けた日から1か月以内に受けることができます。

●再試験の結果不合格となった人、又は再試験を受けなかった人は、初心運転者期間に該当する免許種別のみ取消しとなります。

—違反者講習制度について—

▶違反者講習

●3点以下の軽微な違反行為をくり返して、累積点数が6点に達し、かつ、過去3年以内に停止処分や違反者講習等を受けていない者が対象となり、該当すれば公安委員会から違反者講習の受講通知書が送付されます。

●講習の通知を受けたときは、1か月以内に受講しなければなりません。

●受講した場合、その違反行為について免許停止の行政処分は行われず、前歴にもなりません。

▶違反者講習を受講しなかった場合の行政処分等

●免許停止処分（30日）の対象となり、免許停止処分の出頭通知書が送付されます。

●免許停止期間が短縮される講習を受講できません。

●6点以外に他の違反行為があれば、「加重処分」となります。

▶違反者講習の種別

次の①、②のいずれかを選択して受講することができます。

- ① 社会参加活動を含む講習
- ② 実車体験講習

運転免許の行政処分

- 交通事故や違反行為をして、過去3年以内の累積点数が6点以上になると行政処分（運転免許の効力停止）を受けなければなりません。
ただし、過去3年以内の行政処分前歴が1回の方は累積点数4点から、2回以上ある人は2点から停止処分を受けることになります。
- 過去3年以内の累積点数が15点以上になると運転免許の取消処分になります。
ただし、過去3年以内の行政処分前歴が1回の方は累積点数10点から、2回の方は5点から、3回以上ある人は4点から取消しとなります。

無事故・無違反の運転者に対する優遇措置

一定期間、無事故・無違反であった運転者については、違反点数又は前歴の計算において次のような特例が認められます。

- ①無事故、無違反の免許を受けていた期間（以下「免許期間」といいます。）が1年以上あるときは、それ以前の違反や事故の点数は累積されません。
 - ②2年以上の免許期間無事故、無違反であった者が、軽微な違反（点数が1点、2点、3点のもの）をした場合、その日からさらに3か月の免許期間、無事故、無違反で経過したときは、その点数は累積されません。
 - ③行政処分を受けた場合であっても、その後、1年以上の免許期間、無事故、無違反で経過したときは、行政処分前歴がない者（0回）として扱われます。
- 処分の基準点数
ア 一般違反行為を理由とした行政処分の累積点数と欠格期間

過去3年以内の運転免許の停止などの回数（前歴）		0回	1回	2回	3回以上
免許の停止		6～14点	4～9点	2～4点	2点または3点
免許の取消し	欠格期間1年（3年）	15～24点	10～19点	5～14点	4～9点
	欠格期間2年（4年）	25～34点	20～29点	15～24点	10～19点
	欠格期間3年（5年）	35～39点	30～34点	25～29点	20～24点
	欠格期間4年（5年）	40～44点	35～39点	30～34点	25～29点
	欠格期間5年	45点以上	40点以上	35点以上	30点以上

なお、欠格期間中又は欠格期間が終了後、5年以内（特定期間）に再び免許の取消し対象となる違反行為等をしたときは、欠格期間が1～2年延長されます。（加3内）

イ 特定違反行為を理由とした行政処分の累積点数と欠格期間

過去3年以内の運転免許の停止などの回数（前歴）		0回	1回	2回	3回以上
免許の取消し	欠格期間3年（5年）	35～39点			
	欠格期間4年（6年）	40～44点	35～39点		
	欠格期間5年（7年）	45～49点	40～44点	35～39点	
	欠格期間6年（8年）	50～54点	45～49点	40～44点	35～39点
	欠格期間7年（9年）	55～59点	50～54点	45～49点	40～44点
	欠格期間8年（10年）	60～64点	55～59点	50～54点	45～49点
	欠格期間9年（10年）	65～69点	60～64点	55～59点	50～54点
	欠格期間10年	70点以上	65点以上	60点以上	55点以上

なお、欠格期間中又は欠格期間が終了後、5年以内（特定期間）に再び免許の取消し対象となる違反行為等をしたときは、欠格期間が1～2年延長されます。（加付内）

●違反行為に対する基礎点数

特定違反行為の基礎点数

特定違反行為の種別		点数
運転殺傷等	運転殺人等	62点
	治療期間3か月以上または後遺障害	55点
	治療期間30日以上3か月未満	51点
	治療期間15日以上30日未満	48点
	治療期間15日未満または建造物損壊	45点
危険運転等	危険運転致死	62点
	治療期間3か月以上または後遺障害	55点
	治療期間30日以上3か月未満	51点
	治療期間15日以上30日未満	48点
	治療期間15日未満	45点
酒酔い運転		35点
麻薬等運転		35点
救護義務違反		35点
妨害運転（著しい交通の危険）違反		35点

●付加点数（交通事故）

交通事故の種別		不注意の程度	
		専ら運転者の不注意により発生した場合	左欄以外
死亡事故		20点	13点
傷害事故等	治療期間が3か月以上又は後遺障害あり	13点	9点
	治療期間が30日以上3ヶ月未満	9点	6点
	治療期間が15日以上30日未満	6点	4点
	治療期間が15日未満又は建造物損壊事故	3点	2点

当て逃げ（物損事故の場合における措置義務違反）は5点

主な交通違反の点数と反則金の額

交通違反の種類	点数	反則金の額						
		大・中型 (0.25未満)	普通	自動二輪	原付車			
運転殺人等	62							
運転準備等								
治療期間3か月以上または後遺障害	55							
治療期間30日以上3か月未満	51							
治療期間15日以上30日未満	48							
治療期間15日未満または建造物損壊	45							
危険運転致死	62							
危険運転致傷								
治療期間3か月以上または後遺障害	55							
治療期間30日以上3か月未満	51							
治療期間15日以上30日未満	48							
治療期間15日未満	45							
酒酔い運転	35							
麻薬等運転	35							
救護義務違反	35							
過労運転等	25							
共同危険行為等禁止違反	25							
無免許運転	25							
酒気帯び運転	25	13						
妨害運転(交通の危険の恐れ)	25							
大型自動車等無資格運転	12	19						
仮免許運転違反	12	19						
無車検運行	6	16						
無保険運行	6	16						
速度超過	高速道路	50km以上	12	19				
		40km以上50km未満	6	16				
		35km以上40km未満	3	15	40	35	30	20
		30km以上35km未満	3	15	30	25	20	15
		25km以上30km未満	3	15	25	18	15	12
	一般道路	20km以上25km未満	2	14	20	15	12	10
		15km以上20km未満	1	14	15	12	9	7
		15km未満	1	14	12	9	7	6
		50km以上	12	19				
		30km以上50km未満	6	16				
一般道路	25km以上30km未満	3	15	25	18	15	12	
	20km以上25km未満	2	14	20	15	12	10	
	15km以上20km未満	1	14	15	12	9	7	
	15km未満	1	14	12	9	7	6	

交通違反の種類	点数	反則金の額							
		大・中型 (0.25未満)	普通	自動二輪	原付車				
積載物重量制限超過	10割以上	6	3	16	15		35	30	25
	5割以上10割未満	3	2	15	14	40	30	25	20
	5割未満	2	1	14	14	30	25	20	15
放置駐車違反	駐停車禁止場所等	3				25	18	10	10
	駐車禁止場所等	2				21	15	9	9
駐停車違反	駐停車禁止場所等	2	14	15	12	7	7	7	7
	駐車禁止場所等	1	14	12	10	6	6	6	6
信号無視	赤色等	2	14	12	9	7	6	6	6
	点滅	2	14	9	7	6	5	5	5
通行禁止違反	2	14	9	7	6	5	5	5	
通行区分違反	2	14	12	9	7	6	6	6	
追越し禁止	2	14	12	9	7	6	6	6	
踏切不停止等	2	14	12	9	7	6	6	6	
横断歩行者等妨害等	2	14	12	9	7	6	6	6	
指定場所一時不停止等	2	14	9	7	6	5	5	5	
安全運転義務違反	2	14	12	9	7	6	6	6	
騒音運転等	2	14	7	6	6	5	5	5	
免許条件違反	2	14	9	7	6	5	5	5	
大型自動二輪車等乗車方法違反	2	14						12	
整備不良	制動装置等	2	14	12	9	7	6	6	6
	尾灯等	1	14	9	7	6	5	5	5
携帯電話使用等	交通の危険	6	16						
	保持	3	15	25	18	15	12	12	12
割込み等	1	14	7	6	6	5	5	5	
交差点右左折方法違反	1	14	6	4	4	3	3	3	
指定通行区分違反	1	14	7	6	6	5	5	5	
無信号灯火	1	14	7	6	6	5	5	5	
合図不履行	1	14	7	6	6	5	5	5	
乗車積載方法違反	1	14	7	6	6	5	5	5	
定員外乗車	1	14	7	6	6	5	5	5	
保管場所法違反	道路使用	3							
	長時間駐車	2							
番号標表示義務違反	2	14							
座席ベルト装着義務違反	1	14							
乗車用ヘルメット着用義務違反	1	14							
免許証不携帯			3	3	3	3	3	3	

(反則金額の単位は千円)

- 注 1 大・中型とは大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車等をいいます。
- 2 二輪とは大型二輪車及び普通二輪車をいいます。
- 3 違反をした場合に呼気中のアルコール濃度が 0.15 mg/ℓ以上 0.25 mg/ℓ未満の酒気を帯びていたときは、「酒気帯び点数(0.25 未満)」となります。
- 4 「放置駐車違反」の欄の「大・中型」は、重被けん引車を含みます。
- 5 「積載物重量制限超過」の点数及び酒気帯び点数の左欄は大型・中型車等、右欄は普通車等の点数です。
- 6 放置駐車違反、駐停車違反のうち、高齢運転者等専用駐車区間、同時間制限駐車区間における高齢運転者等以外の方の違反反則金については、上記反則金に 2,000 円を加えた額となります。

飲酒・無免許・妨害運転の根絶 【飲酒運転】

内容	罰則	違反点数・行政処分
酒酔い運転	5年以下の懲役または 100万円以下の罰金	違反点数35点（免許取消し：欠格期間3年）
酒気帯び運転	3年以下の懲役または 50万円以下の罰金	◎呼気1リットル中0.25mg以上 違反点数25点（免許取消し：欠格期間2年）
		◎呼気1リットル中0.15mg以上 違反点数13点（免許停止：90日）

- ※ 欠格期間とは、運転免許を取り消された場合に、運転免許を受けることができない期間
- ※ 前歴や累積点数がある場合は、欠格期間や免許停止期間が更に長期になります。

助長行為も厳しく処罰されます

車両提供者



酒類提供者



飲酒運転車両の同乗者



内容	罰則		行政処分
	酒酔い運転	酒気帯び運転	
車両提供者	5年以下の懲役または 100万円以下の罰金	3年以下の懲役または 50万円以下の罰金	運転者同様、行政処分 （免許取消し・免許停止） を受けます。
酒類提供者 同乗者	3年以下の懲役または 50万円以下の罰金	2年以下の懲役または 30万円以下の罰金	

【無免許運転】

罰則	行政処分
3年以下の懲役または50万円以下の罰金	違反点数25点 （免許取消し：欠格期間2年）

- ※ 免許停止処分中の運転も、無免許運転となります。
- ※ 前歴や累積点数がある場合は、欠格期間が更に長期になります。

助長行為（車両の提供者・同乗者）も厳しく処罰されます

内容	罰則	行政処分
車両提供者	3年以下の懲役または 50万円以下の罰金	運転者同様、免許取消し等の行政処分を受け ます。
同乗者	2年以下の懲役または 30万円以下の罰金	

【妨害（あおり）運転】

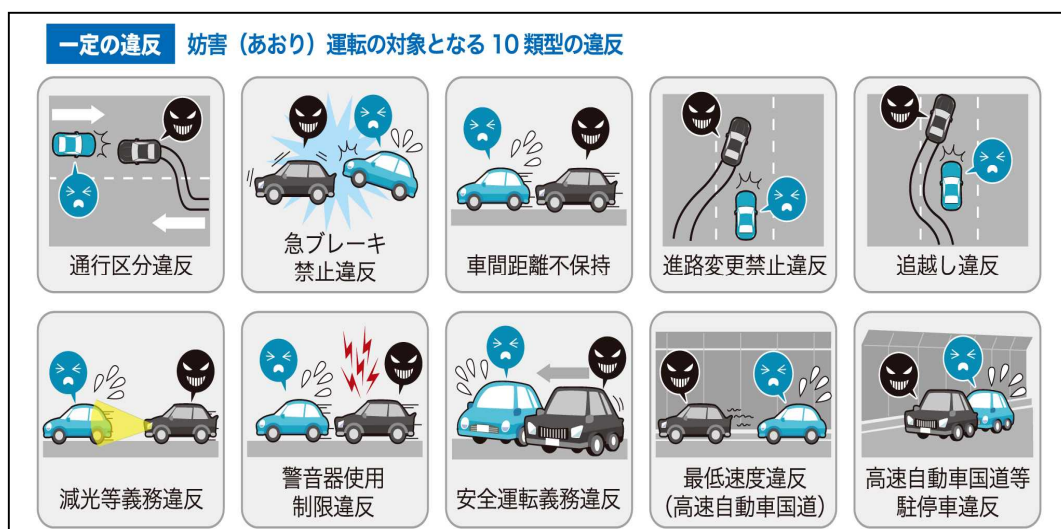
悪質・危険な運転行為を抑止するため、他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為をした者に対する罰則が創設されました。

ア 他の車両等の通行を妨害する目的で、他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法により、一定の違反行為をした者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金。

※ 行政処分・・・違反点数 25 点、免許取消し（欠格期間 2 年）

イ アの罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者は、5年以下の懲役または100万円以下の罰金。

※ 行政処分・・・違反点数 35 点、免許取消し（欠格期間 3 年）



妨害運転をそそのかした人も免許取消し処分の対象となります。

自動車の種類

大型自動車	<p>大型特殊、大型自動二輪、普通自動二輪、小型特殊以外の自動車で、次のいずれかに該当する自動車</p> <p>車両総重量11,000kg以上のもの</p> <p>最大積載量6,500kg以上のもの</p> <p>乗車定員 30人以上のもの</p>
中型自動車	<p>大型車、大型特殊、大型自動二輪、普通自動二輪、小型特殊以外の自動車で、次のいずれかに該当する自動車</p> <p>車両総重量7,500kg以上、11,000kg未満のもの</p> <p>最大積載量4,500kg以上、6,500kg未満のもの</p> <p>乗車定員 11人以上29人以下のもの</p>
準中型自動車	<p>大型車、中型車、大型特殊、大型自動二輪、普通自動二輪、小型特殊以外の自動車で、次のいずれかに該当する自動車</p> <p>車両総重量3,500kg以上、7,500kg未満のもの</p> <p>最大積載量2,000kg以上、4,500kg未満のもの</p> <p>乗車定員 10人以下のもの</p>
普通自動車	<p>大型車、中型車、準中型車、大型特殊、大型自動二輪、普通自動二輪、小型特殊のいずれの基準にも該当しない自動車</p> <p>車両総重量3,500kg未満のもの</p> <p>最大積載量2,000kg未満のもの</p> <p>乗車定員 10人以下のもの</p>
大型特殊自動車	<p>人や貨物を運搬するのではなく、もっぱら特殊作業を行う構造の自動車 で、小型特殊以外のもの（例：カタピラを有する自動車）</p>
大型自動二輪車	<p>エンジンの総排気量が400ccまたは定格出力20kwを超える二輪の自動車 （側車付きのものを含む）</p>
普通自動二輪車	<p>二輪の自動車（側車付きのものを含む）で大型特殊、大型自動二輪及び小 型特殊以外のもの</p>
小型特殊自動車	<p>車体の大きさが長さ4.7m以下、幅が1.7m以下、高さ2m以下で、時速15 kmを超える速度を出すことができない構造のもの</p>
原動機付自転車	<p>内閣府令で定める大きさ以下の総排気量または定格出力を有する原動機を 用い、レールまたは架線によらないで運転する車で、軽車両、身体障害者 用の車椅子、歩行補助車等以外のもの（例：二輪のものでは、総排気量 50cc以下または定格出力0.60kw以下）</p>

※特に貨物自動車やマイクロバスを運転する時は、必ず車検証を確認すること。



滋賀県公安委員会（滋賀県警察本部交通部運転免許課）

お問い合わせ

〒524-0104 守山市木浜町2294番地

☎ 077 (585) 1255 (代表)

(2022. 1)